家仲間コム

取引DPF消費者保護法開示請求受付係 宛

[開示請求を行う者]

住 所

氏 名

連絡先

電話番号

メールアト゛レス

## 販売業者等情報開示請求書

貴社が提供する取引デジタルプラットフォームを利用して行われた販売業者等との間の 売買契約又は役務提供契約に係る自己の債権を行使するために、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律(以下「法」といいます)第5条第1項に基づき、貴社が保有する、下記記載の販売業者等情報を開示下さるよう、請求します(以下「本請求」といいます)。

なお、万一、本請求書の記載事項(添付・追加資料を含みます。)に虚偽の事実が含まれており、その結果貴社が販売業者等情報を開示された販売業者等から苦情又は損害賠償請求等を受けた場合には、私が責任をもって対処いたします。また、開示された販売業者等情報を下記の「上記債権を行使するために本請求に係る販売業者等情報の確認を必要とする事情」欄記載以外の用途では使用いたしません。

記

以上

- ・記入欄が足りない場合は、適宜、別紙(指定ありません)を追加してください。
- ・記入欄に「 $\square$ 」がある場合は、対象のものにチェックを入れてください。

取引デジタルプラットフォーム	口 家仲間コム	
の名称	□ その他(	)
取引の際に用いていた		
登録メールアドレス		

下記販売業者等と取引を行った		□はい
者は消費者(注1)である		□ いいえ
取引を行った販売業者等		
の名前・名称		
販売業者等との取引日時		
販売業者等との取引内容		・対象の依頼カード番号
		・取引内容(提供を受けた役務など)
<u>+</u>	に 主 衆 之 生 人 の 問 の 吉 胃	1. 金額
本	販売業者等との間の売買	1. 並観
主主	\$7.65 \(\forall 1\) (1\) (2\(\forall 1\) (1\) (1\) (2\(\forall 1\) (1\) (1\(\forall 1\) (1\(\forall 1\) (1\(\forall 1\))	m
請	契約又は役務提供契約に	<u>円</u>
求	契約又は役務提供契約に 係る自己の債権額	
求に		※債権額の合計が1万円を超えない場合、本請求は認められません
求に係		
求に係る		※債権額の合計が1万円を超えない場合、本請求は認められません (法施行規則第4条)。
求に係る販		※債権額の合計が1万円を超えない場合、本請求は認められません (法施行規則第4条)。 2. 上記金額の根拠(取引内容に関する債務不履行
求に係る販売		※債権額の合計が1万円を超えない場合、本請求は認められません (法施行規則第4条)。
求に係る販		※債権額の合計が1万円を超えない場合、本請求は認められません (法施行規則第4条)。 2. 上記金額の根拠(取引内容に関する債務不履行 の事情など債権が発生していると考えている根拠、
求に係る販売業		※債権額の合計が1万円を超えない場合、本請求は認められません (法施行規則第4条)。 2. 上記金額の根拠(取引内容に関する債務不履行 の事情など債権が発生していると考えている根拠、
求に係る販売業者		※債権額の合計が1万円を超えない場合、本請求は認められません (法施行規則第4条)。 2. 上記金額の根拠(取引内容に関する債務不履行 の事情など債権が発生していると考えている根拠、
求に係る販売業者等		※債権額の合計が1万円を超えない場合、本請求は認められません (法施行規則第4条)。 2. 上記金額の根拠(取引内容に関する債務不履行 の事情など債権が発生していると考えている根拠、
求に係る販売業者等情		※債権額の合計が1万円を超えない場合、本請求は認められません (法施行規則第4条)。 2. 上記金額の根拠(取引内容に関する債務不履行 の事情など債権が発生していると考えている根拠、
求に係る販売業者等情報		※債権額の合計が1万円を超えない場合、本請求は認められません (法施行規則第4条)。 2. 上記金額の根拠(取引内容に関する債務不履行 の事情など債権が発生していると考えている根拠、
求に係る販売業者等情報の		※債権額の合計が1万円を超えない場合、本請求は認められません (法施行規則第4条)。  2. 上記金額の根拠(取引内容に関する債務不履行 の事情など債権が発生していると考えている根拠、 計算式等を具体的にご記入ください。)
求に係る販売業者等情報の確		※債権額の合計が1万円を超えない場合、本請求は認められません (法施行規則第4条)。  2. 上記金額の根拠(取引内容に関する債務不履行の事情など債権が発生していると考えている根拠、計算式等を具体的にご記入ください。)
求に係る販売業者等情報の確認		※債権額の合計が1万円を超えない場合、本請求は認められません (法施行規則第4条)。  2. 上記金額の根拠 (取引内容に関する債務不履行の事情など債権が発生していると考えている根拠、計算式等を具体的にご記入ください。)  ※拡大損害や慰謝料を主張する場合には、その主張が合理的であることを裏付ける事実関係と共に、資料等を添付してください。例えば、

٤	上記債権を行使するため	①これまでの販売業者等とのやり取り及び交渉の経
す	に本請求に係る販売業者	緯
る	等情報の確認を必要とす	
理	る事情	
由		
		②①を踏まえて販売業者等に対して行おうとしてい
		ることなどを、時系列順に具体的にご記入くださ
		l'o
本請求の対象となる販売業者等		□ 販売業者等の氏名及び名称(販売業者等が法人そ
情報	(複数選択可)	の他の団体の場合にあっては、その名称及び代表者
		の氏名を含む。)
		□ 販売業者等の住所
		□ 販売業者等の電話番号
		□ 販売業者等のファクシミリ番号
		□ 販売業者等の電子メールアドレス
法第	5条の要件を充足すること	□ 添付資料あり
を証	する証拠	
開示を受けた販売業者等情報を		以下に「誓約する」と自筆にてご記入ください。
当該販売業者等の信用を毀損す		
る目的その他の不正の目的のた		
めに利用しないことを誓約する		
(注:	2)	
<b>ス</b> の	 他参考事項	
( 0)	心多行事項	

- (注1) 「消費者」とは、事業を行わない個人(法第2条第3項)であり、法第5条の開示請求は、消費者又は当該消費者の代理人が行うことができるものです。
- (注2) 法第5条第1項ただし書により、販売業者等情報を用いて当該販売業者等の信用を毀損する目的その他の不正の目的で本請求を行うことは認められません。なお、「その他の不正の目的」とは、例えば、開示を受けた販売業者等情報を用いて販売業者等の業務を妨害する目的(例えば、開示を受けた電話番号に何度も無言電話をする。)や、個人である販売業者等の販売業者等情報を用いて当該販売業者等の生命、身体等に危害を加える目的(例えば、開示を受けた販売業者等情報を用いてストーカー行為を行う。)等が含まれます。

以上